



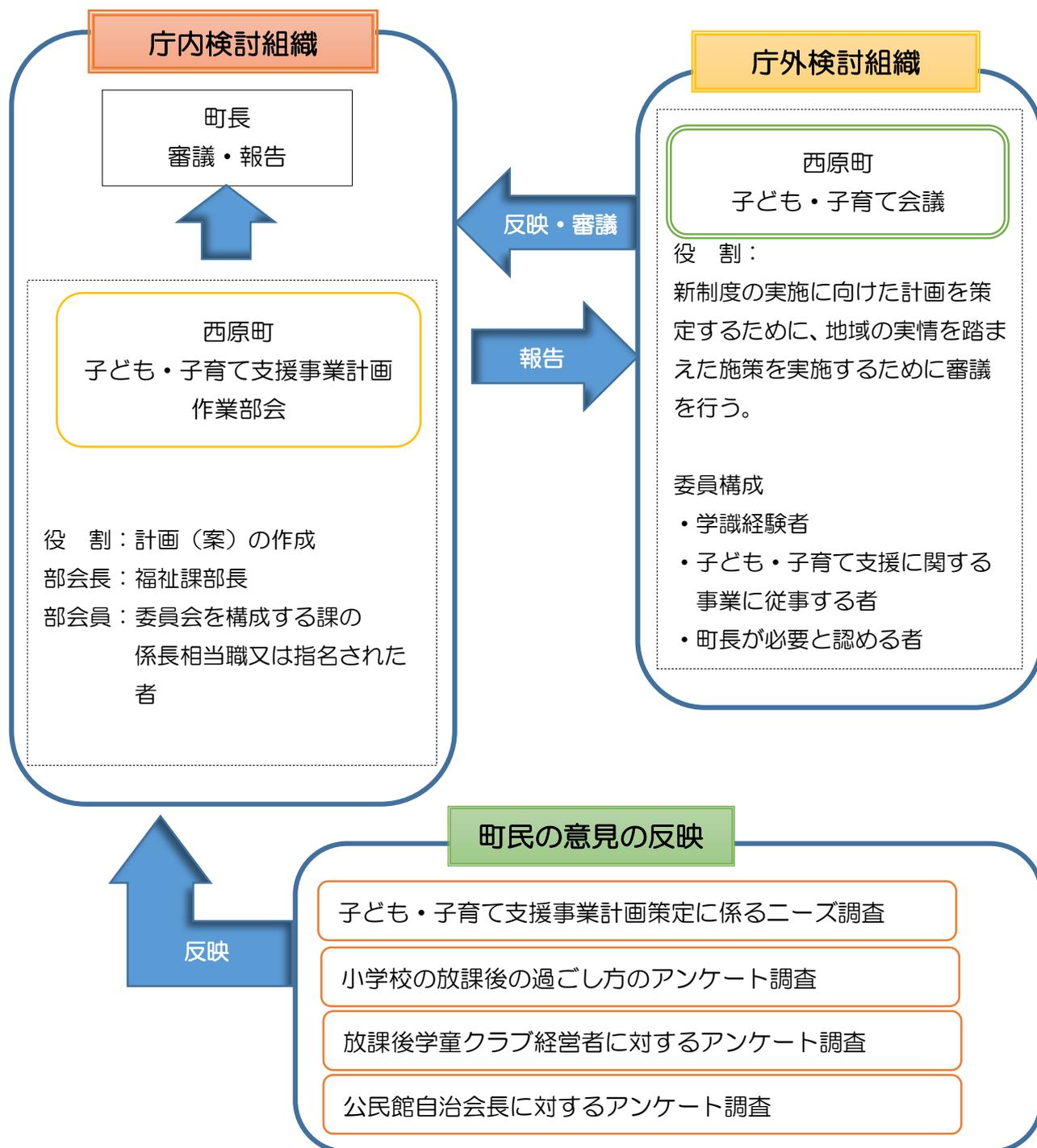
資料編



1. 計画策定の組織体制
2. 計画策定の経過
3. 西原町子ども・子育て会議
4. 国の基本指針概要
5. 西原町子育てマップ

資料編

1 計画策定の組織体制



2 計画策定の経過

作業部会	団体ヒアリング アンケート	各課ヒアリング	子ども・子育て会議	一般市民
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部長 ・福祉課長 ・教育総務課長 ・委員会を構成する課の係長 ・指名された者 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・私立幼稚園へのヒアリング ・公民館自治会長 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ・町長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前保護者世帯 ・小学校
平成 25 年 11 月 19 日 作業部会			平成 25 年 12 月 4 日 第 1 回 子ども・子育て会議	平成 25 年 12 月 10 日 就学前児童アンケート調査
平成 26 年 1 月 作業部会				
平成 26 年 4 月 作業部会	平成 25 年 3 月下旬 放課後児童クラブアンケート調査		平成 26 年 2 月 19 日 第 2 回 子ども・子育て会議	平成 25 年 3 月 4 日 小学校アンケート調査
平成 26 年 5 月 作業部会			平成 26 年 4 月 23 日 第 3 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 6 月 作業部会			平成 26 年 6 月 30 日 第 4 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 7 月 作業部会	平成 26 年 7 月 25 日 私立幼稚園へのヒアリング	平成 26 年 6 月 次世代育成支援事業評価ヒアリング	平成 26 年 7 月 29 日 第 5 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 8 月 作業部会			平成 26 年 9 月 2 日 第 6 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 9 月 作業部会				
平成 26 年 10 月 作業部会			平成 26 年 10 月 15 日 第 7 回 子ども・子育て会議	
平成 26 年 10 月 作業部会		平成 26 年 10 月 27 日 平成 26 年度 次世代育成支援対策地域協議会		
平成 26 年 11 月 作業部会			平成 26 年 11 月 20 日 第 8 回 子ども・子育て会議	
	平成 26 年 11 月 17 日 公民館自治会長へのアンケート調査			

3 西原町子ども・子育て会議

(1) 西原町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、西原町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(報酬)

第9条 町は、委員に対し、西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年西原町条例第46号）の定めるところにより、報酬を支給する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	//	4,000 円
----------	----	---------

を

」

「

スポーツ推進委員	//	4,000 円
子ども・子育て会議委員	学識経験者	// 7,000 円
	その他の委員	// 4,000 円

に改める。

」

(2) 西原町子ども・子育て会議委員名簿

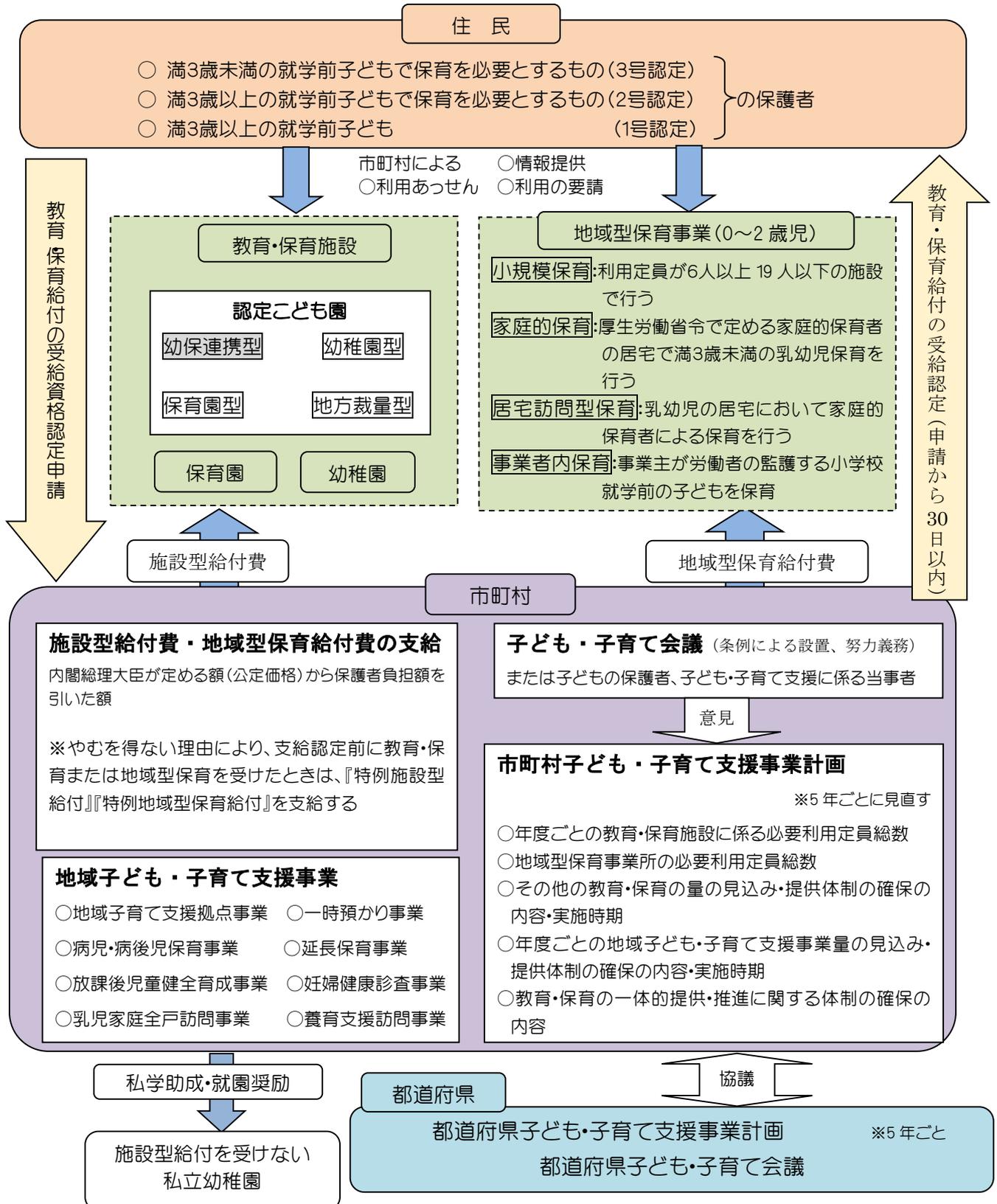
区分	所属等	役職・氏名
学識経験者	社会医療法人敬愛会 中頭病院	理事 <small>たまな はえいち</small> 玉那覇栄一(任期：H25.12.4～H27.3.31)
学識経験者	沖縄キリスト教短期大学 保育科	教授 <small>かわにしやすひろ</small> 川西康裕(任期：H25.12.4～H27.3.31)
子育て事業に 従事する者	西原町保育連絡協議会	会長 <small>みやぎしげみつ</small> 宮城茂光(任期：H25.12.4～H26.3.31)
		会長 <small>みやぎのぶひと</small> 宮城信仁(任期：H26.4.1～H27.3.31)
	私立保育向上連絡協議会	会長 <small>こやとみこ</small> 呉屋トミ子(任期：H25.12.4～H26.3.31)
		会長 <small>おおしろきよみ</small> 大城清美(任期：H26.4.1～H27.3.31)
	西原町学童保育連絡協議会	代表 <small>やまうち なほこ</small> 山内奈保子(任期：H25.12.4～H27.3.31)
児童館ファミリークラブ 経験者	代表 <small>しろまよしみ</small> 城間佳美(任期：H25.12.4～H27.3.31)	
町長が必要と 認める者	沖縄県南部福祉保健所 地域福祉班	主幹 <small>ゆきまつさいこ</small> 行松彩子(任期：H25.12.4～H27.3.31)
	民生委員児童委員協議会	主任児童委員 <small>しもじひろこ</small> 下地裕子(任期：H25.12.4～H27.3.31)
	西原町PTA連合会	会長 <small>なかざとたかお</small> 仲里高雄(任期：H25.12.4～H27.3.31)
	西原町行政区自治会長会	代表 <small>たいらひでこ</small> 平良秀子(任期：H25.12.4～H26.6.29)
		代表 <small>こやひろこ</small> 呉屋弘子(任期：H26.6.30～H27.3.31)
	町民(公募)	<small>たまき あやの</small> 玉城 綾乃(任期：H25.12.4～H27.3.31)
町民(公募)	<small>なかむら かおり</small> 仲村 香(任期：H25.12.4～H27.3.31)	

アドバイザー

区分	所属等	役職・氏名
私立幼稚園 関係者	学校法人 善隣学園 善隣幼稚園	園長 <small>くによし まちる</small> 国吉 守

4 国の基本指針概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要



(2) 保育の必要性の認定について

ア 保育の必要性の認定についての概要

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる（子ども・子育て支援法 19条等）

認定区分 1号認定 教育標準時間認定（4時間）

2号認定 満3歳以上・保育認定

3号認定 満3歳未満・保育認定

イ 保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

①昼間労働をすることを常態としていること（就労）

②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）

⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

⑥前各号に類する状態にあること（その他）。

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

・起業準備を含む

⑦就学

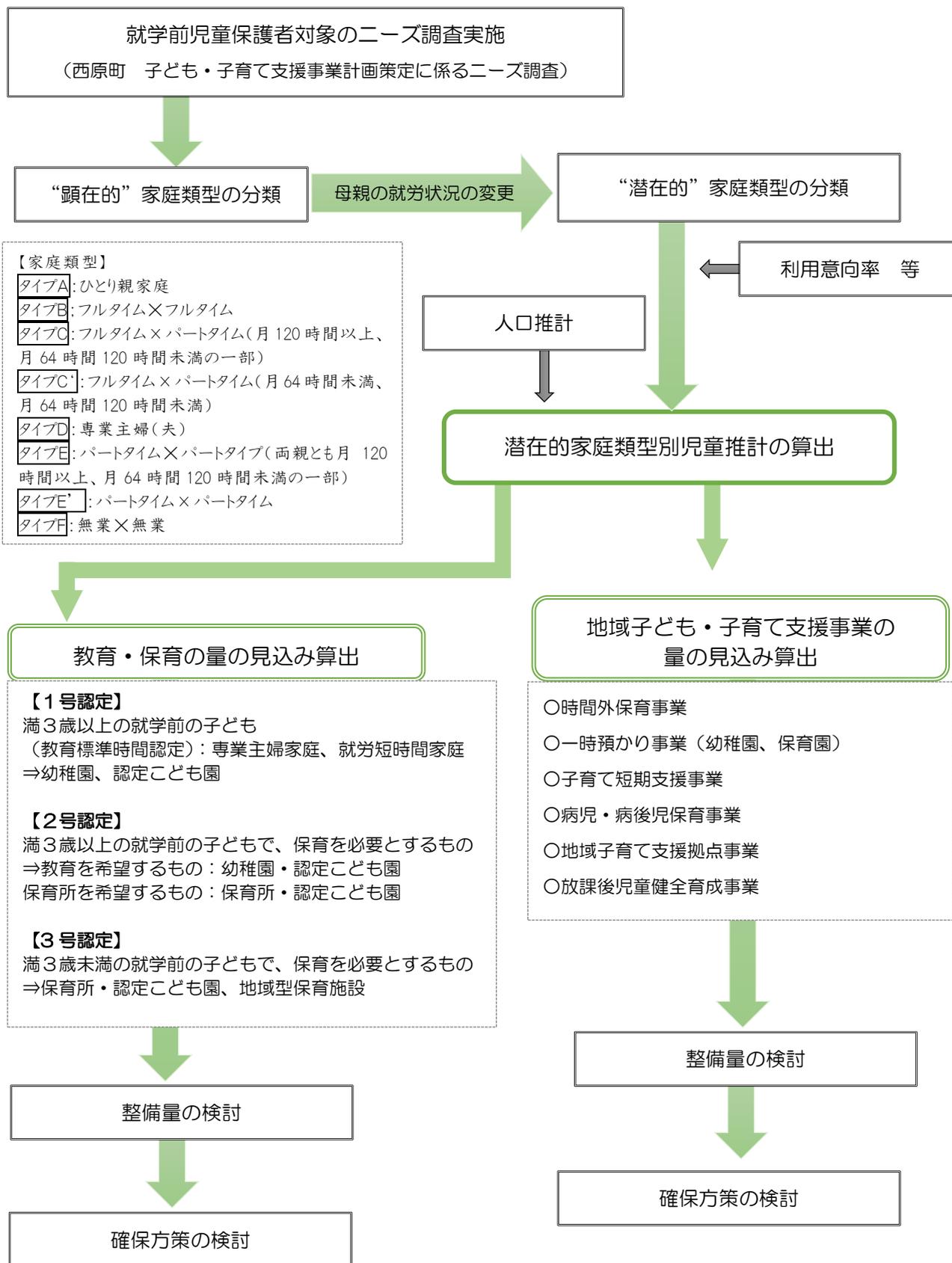
・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業制度取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出手順のフロー図



(4) 子ども・子育て支援制度に関する用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、村長の諮問に依りて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

	用語	定義
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条）</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）



I. 保育所 (園)

町立	
1 坂田保育所	945-5306

認可保育園

2 西原保育園	945-2567
3 西原百合保育園	945-4534
4 愛和保育園	945-4418
5 さざなみ保育園	945-1164
6 さざなみ保育園 (分園)	945-3535
7 小川保育園	946-6057
8 さくらんぼ保育園	946-1340
9 さわぶじ保育園	946-2540
10 さうんど保育園	945-2397

認可外保育園

11 海星学園	945-4154
12 こばと保育園	945-6828
13 海星学童よしろ園	945-3108
14 我謝保育園	945-9822
15 にっこにこ乳児園	945-6184
16 マイマイクラブ	945-6125
27 ちゃちゃま保育園	853-8601
33 みくにこどもの家	944-2256
34 すきっぷ保育園	050-5824-4546

II. 子育て支援センター

3 めぐみの広場	945-4781
西原百合保育園内	
6 まんぼうぼうず	945-3535
さざなみ保育園分園内	

III. 一時保育

3 西原百合保育園	945-4534
5 さざなみ保育園	945-1164
10 さうんど保育園	945-2397

IV. 障害児通園事業 (あゆみ)

19 坂田児童館内	944-6308
-----------	----------

V. 児童館

17 西原児童館	945-4393
18 西原東児童館	944-0976
19 坂田児童館	944-6308

VI. 学童保育

20 海星学童センター	945-4154
21 学童ミッキークラブ	945-1164
22 太陽学童	944-5006
23 オナガ学童クラブ	945-6838
24 さくらんぼ学童園	946-1340
25 サウンド幼児学童	945-2397
26 美原学童クラブ	945-3108
27 こばと保育園	945-6828
28 ハイサイめんそーれ学童	946-1166
29 学童みらいクラブ	944-1915

VII. 病後児保育事業

30 太田小児科医院	946-5081
------------	----------

VIII. その他

31 町立図書館	944-4996
----------	----------



Child care MAP
子育てマップ

ゆいまーるにしはら わらびプラン 2015
西原町子ども・子育て支援事業計画
2015（平成 27 年）～2019（平成 31 年）

2015（平成 27 年）3 月 発行

発行：沖縄県西原町 福祉課

〒903-0220
沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1
電話 098-945-5311
FAX 098-944-6551